

# 入札監理小委員会の審議結果報告

## 地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務

法務省地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要及びこれまでの経緯について

- 地方入国管理局等において外国人の入国及び在留に係る諸申請を受け付ける業務を実施するもの。
- 今回が市場化テスト4期目。3地域（東京・横浜、名古屋、大阪）に分けて実施しているが、前々回（H26.4～H29.6）は以下の理由により市場化テスト継続となっている。
  - ・ 経費削減の効果を上げられていないと認められなかったこと。
  - ・ 東京入国管理局において、待ち時間が要求水準を達成できなかったこと。
  - ・ なお、東京入国管理局においては、申請受付件数が入札時の想定を超えて急増し、事業の適切な実施・継続に困難をきたしていることが確認されたことから、契約期間をH28.3までに変更した上で、H28.4～H29.6については、単年度事業として一般競争入札を実施した。
  - ・ 現在、H29.4～H30.6の間、市場化テストを実施している。事業期間についてはこれまで3年間で実施していたところ、申請者数の急増に対応できないという事態が発生したため、事業期間は1年とし、本実施要項（案）でもそれを踏襲している。なお、東京・横浜及び名古屋は2者応札、大阪は1者応札であり、事業評価については、H30.2～H30.3頃に実施予定である。

### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

- 過去の官民競争入札等監理委員会における以下の指摘事項については、現在実施している市場化テスト（未評価）に反映されている。
  - ・ 必要な英語能力を記載すること  
⇒ 「日常会話程度の英語能力」を要することとした。
  - ・ 英語以外の言語能力については加点項目としているが、具体的にどの言語が事業者に理解できるようにすること。  
⇒ 入札説明会において、英語以外に求められる言語の説明することとした。
  - ・ 入札参加者に対して、総合評価の結果の開示すること。  
⇒ 開示を希望する事業者に対して開示することとした。
  - ・ 事業者が使用できる備品の明記  
⇒ 机等の備品を明記した。
- 新たな修正点
  - ・ 東京入国管理局においては、申請件数の増加が著しいため、窓口開設数を17カ所以上から18カ所以上に増設した。（1ページ）
  - ・ 入札参加資格について、「直近3年間で契約金額1千万円以上の役務の提供」を求めているところ、単価契約の場合は契約時の見込額で差し支えないことを明記した。（7ページ）

- ・ 総合評価の評価項目について、ワーク・ライフ・バランスに関する評価基準を追加した。(11ページ)

### 3. 実施要項(案)の審議結果について

- 実施要項(案)に対しては、特段の意見が出なかった。
- 経費削減効果や待ち時間の評価については、申請者の急増を勘案したものとすること、という意見があり、法務省も了解した。

### 4. パブリック・コメントについて

パブリック・コメントを実施したところ、4件の意見が寄せられ、以下のとおり対応している。

- 本業務については、その特殊性から国籍要件を設けること。  
⇒ 公権力の行使を伴わない事務を委託するものであり、国籍要件は不要である。
- 治安の悪化等のおそれがあるため、民間委託自体を取りやめること。  
⇒ 公権力の行使を伴わない事務を委託するものであり、懸念される事態は生じ得ない。
- 入札参加資格について、A・Bのみに限定すべき。  
⇒ 会計法令に則った上で、できるだけ多くの民間事業者の入札参加により競争性を確保するため、C等級に格付けされている者も、本件委託業務と同等の履行実績を有することを条件として、入札に参加できることとしている。
- 「日常会話程度の英語能力」の確認のため、資格試験の認定証等を提出させること。また、経営状態も厳しく確認すること。  
⇒ 業務受託前に業務実施者を特定することは事業者への過大な負担になるため、事業者が要求水準を理解することで足りると認識している。また、経営状態に係る審査については、その他の審査と同様に厳格に審査する予定である。

以 上